

住宅用火災警報器の設置状況等調査結果について

令和4年6月1日時点の住宅用火災警報器の設置率は以下のとおりです。

	設置率	条例適合率
全 国	84.0%	67.4%
埼 玉 県	79.4%	68.2%
児玉郡市管内	72.0%	62.0%

※設置率とは1つでも設置されている率

条例適合率とは条例で定められた場所（寝室・階段）にすべて設置されている率

児玉郡市管内の設置率と条例適合率は、昨年度より共に8%向上しています。設置義務化から10年が経過しています。住宅用火災警報器の交換目安は10年です。10年を経過したご家庭は、いざという時のため新しいものに交換してください。



住宅用火災警報器の設置に関して詳しくはこちらをご覧ください。

- ・ [出前講座及び住宅用火災警報器設置促進協力事業所募集要項について](#)

各消防本部管内の設置率はこちらをご覧ください。

- ・ [住宅用火災警報器地域別設置率及び条例適合率](#)